



# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第306号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

### 凱旋試合

“暑さ寒さも彼岸まで”の古くからあることわざに合わせて、東京都心では発達しながら進む低気圧の影響で、積雪を観測しました。翌日の春分の日は大雪から一転晴れて、暖かな行楽日和がやって来ました。『日本桜の名所百選』に選定されている伊佐市の忠元公園では、ソメイヨシノ700本が、2キロのトンネルをつくり見頃になっていました。春を告げる選抜高校野球大会が開幕されて、明日の大リーガーを夢見る若者達が、青空のもと堂々と行進していました。いよいよ春本番です。

石破茂首相は、『人付き合いが悪い』『ケチだ』と散々言われてきて、気にしていた部分があったと釈明しました。自民党衆院1期生に商品券10万配布をしたことが、政治資金規正法に反するのかわれました。配布は歴代政権の慣例だった疑いも濃厚になってきて、『政治とカネ』を巡る自民党全体の体質問題に波及し、泥沼化の様相を見せてきました。一国会議員から国を代表する首相に就任して、君子豹変せざるをえなかった首相ですが、与野党からの集中砲火を浴びながら答弁を繰り返すその顔は、苦渋に満ちていました。

停戦をめぐる米露両首脳3月18日の電話会談は、トランプ大統領が望んだ結果にはほど遠いものでした。したたかなプーチン大統領は、ウクライナの軍事支援や偵察情報の完全停止といった新たな受け入れ条件を提示し、ハードルを上げてきました。ウクライナは最も重視した戦争終結後の安全保障を封印して、米国主導の停戦案を受け入れる賭けに出たのですが、容認できない回答に終わりました。トランプ氏はプーチン氏の巧みな外交戦術に引き込まれてしまいました。かつて北方領土返還を巡って元安倍晋三首相と親しげに繰り返し会合を重ねて、その都度ゴールポストを動かした、狡猾なプーチン氏に日本は苦い経験をしたことを忘れることは出来ません。

ウクライナに軍事侵攻したロシアが得するような形で終結するようになれば、侵略戦争を禁じた『国連憲章』という防波堤の崩壊に繋がってしまいます。国際的な約束がこうも簡単に破られるようでは、国際社会の秩序は守れなくなってきました。自国を自国軍の力だけで守り抜けない日

### 目次

ごあいさつ “凱旋試合”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年4月・5月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“外国人労働者の受け入れ状況や制度”	…4・5・6P
第27回KSCセミナー(接遇)ご報告	…7P
職員コラム 今月の担当: 大野 賢史	…7P
随想 “『まんまるな笑顔』”	
上川路 美恵野	…8P

本の国防は日米安全保障条約に大きく依存しています。トランプ大統領は「我々は日本を守るのに、日本は我々を守らない」と日米同盟への不満を口にしていました。大国に翻弄されるウクライナの戦争は対岸の火事ではないと知る事になりました。



6年ぶりに日本で開催された米大リーグの開幕シリーズ(3月18、19日・東京)は、ドジャースとカブスの“凱旋試合”となりました。ドジャースの大谷・山本・新井・新井、そしてカブスの今永、鈴木、日本の日本選手5人の千両役者の登場に、日本国中が熱風に包まれました。メジャーリーグの醍醐味のパワー・スピードに華のある選手達の対決は、魅力あふれる至福の時間となりました。世紀の開幕戦の山本と今永の投げ合い、大谷の本塁打、佐々木の160キロデビューなど、見どころ満載のシリーズでした。


鹿児島弁の『茶いっぺ』は、慌てず急がず、お茶を一杯飲むぐらいの余裕を持って行動しましょうの意味があります。さつま茶、知覧茶、霧島茶などさまざまなお茶が有名ですが、2024年の荒茶の生産量で鹿児島県が静岡県を上回り統計が残る1959年以降で初めて首位となりました。国内需要の縮小は避けられない一方で欧米での和食普及や健康志向を背景に輸出が伸びてきました。鹿児島県では有機栽培に力を入れて、時代の安全へのニーズに合った努力を続けていて高い評価を得ています。(令和7年4月吉日)



## 2025年4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	5/1	5/2	5/3




## 〈2月決算会社申告書提出〉



### 4月30日まで

- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
5月決算法人 第3四半期分  
8月決算法人 第2四半期分  
11月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人及び  
個人事業者(前年12月分)の3月  
ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の  
1月、2月決算法人を除く法人の  
1月ごとの中間申告(12月決算法人  
は2か月分)
- ・公共法人等の道府県民税及び市町村  
民税均等割りの申告

### 4月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

### 4月15日まで



- ・給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出提出期限

### 4月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付

## 2025年5月

日	月	火	水	木	金	土
4/27	4/28	4/29	4/30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7




## 〈3月決算会社申告書提出〉



### 6月2日まで

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
6月決算法人 第3四半期分  
9月決算法人 第2四半期分  
12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月  
決算法人を除く法人・個人事業者の1月  
ごとの中間申告
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の  
特別徴収税額の通知
- ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額  
の納付
- ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業  
者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

### 5月12日まで

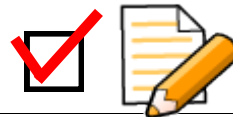
- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

### 5月中において都道府県の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉦区税の納付

### 5月15日まで

- ・特別農業所得者の承認申請



## 3月決算の事務作業

- 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。  
新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

- 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

## 新年度の給与関係事務

- 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

## 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

- 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといいいでしょう。

## 納税資金の確認

- 法人は決算日から2ヵ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

# 2025年5月の経理・税務チェックリスト

## 3月決算法人の確定申告と納税

- 3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

## 9月決算法人の中間申告

- 9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

## 個人住民税の特別徴収の準備

- 個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

## 夏季賞与の検討と情報収集

- 夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

## 障害者雇用納付金の申告

- 令和6年4月～令和7年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用労働者の総数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。



# 会計・税務のQ&A!



## テーマ 『外国人労働者の受け入れ状況や制度』

日本人の少子高齢化の進行、労働人口の減少により、人手不足問題は年々深刻になっており、外国人労働者数や受け入れる企業は年々増加しています。しかし、受け入れを検討していても、外国人労働者の受け入れをどのように行えば良いか、制度や条件がわからないといった企業も多いのではないのでしょうか。外国人労働者の在留資格によって、受け入れ可能な業種や期間は異なるため、受け入れ条件や制度を理解しておくことが大切ですので、現況や概要を見ていきたいと思います。また、2027年より創設される予定の技能実習制度に代わる「育成就労制度」についても触れていきたいと思っています。

### 【外国人労働者の内訳】

厚生労働省HPより

### 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数230.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① **就労目的で在留が認められる者** 約71.9万人  
(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)  
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② **特定活動** 約8.6万人  
(経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる)  
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ **技能実習** 約47.1万人  
・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ **資格外活動** (留学生のアルバイト等) 約39.8万人  
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。
- ⑤ **身分に基づき在留する者** 約62.9万人  
(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる)  
・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

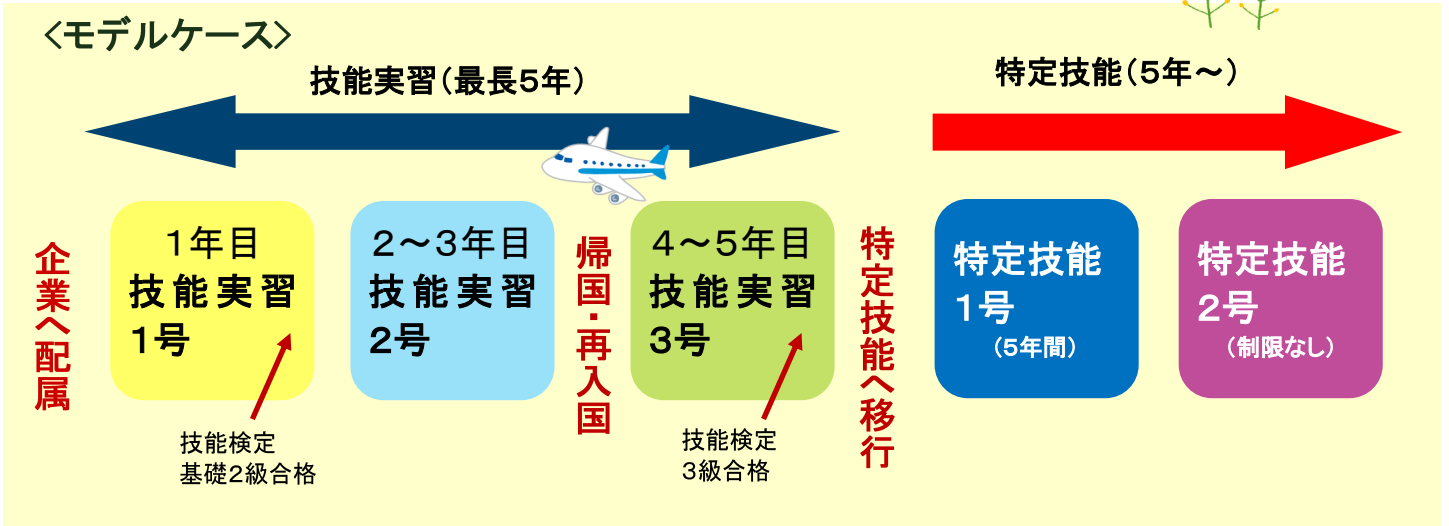
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者

(注) 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況(令和6年10月末時点)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第28条)。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

在留資格は「専門的・技術的分野の在留資格」、「特定活動」、「技能実習」、「資格外活動」、「身分に基づき在留資格」の5つに分類されます。

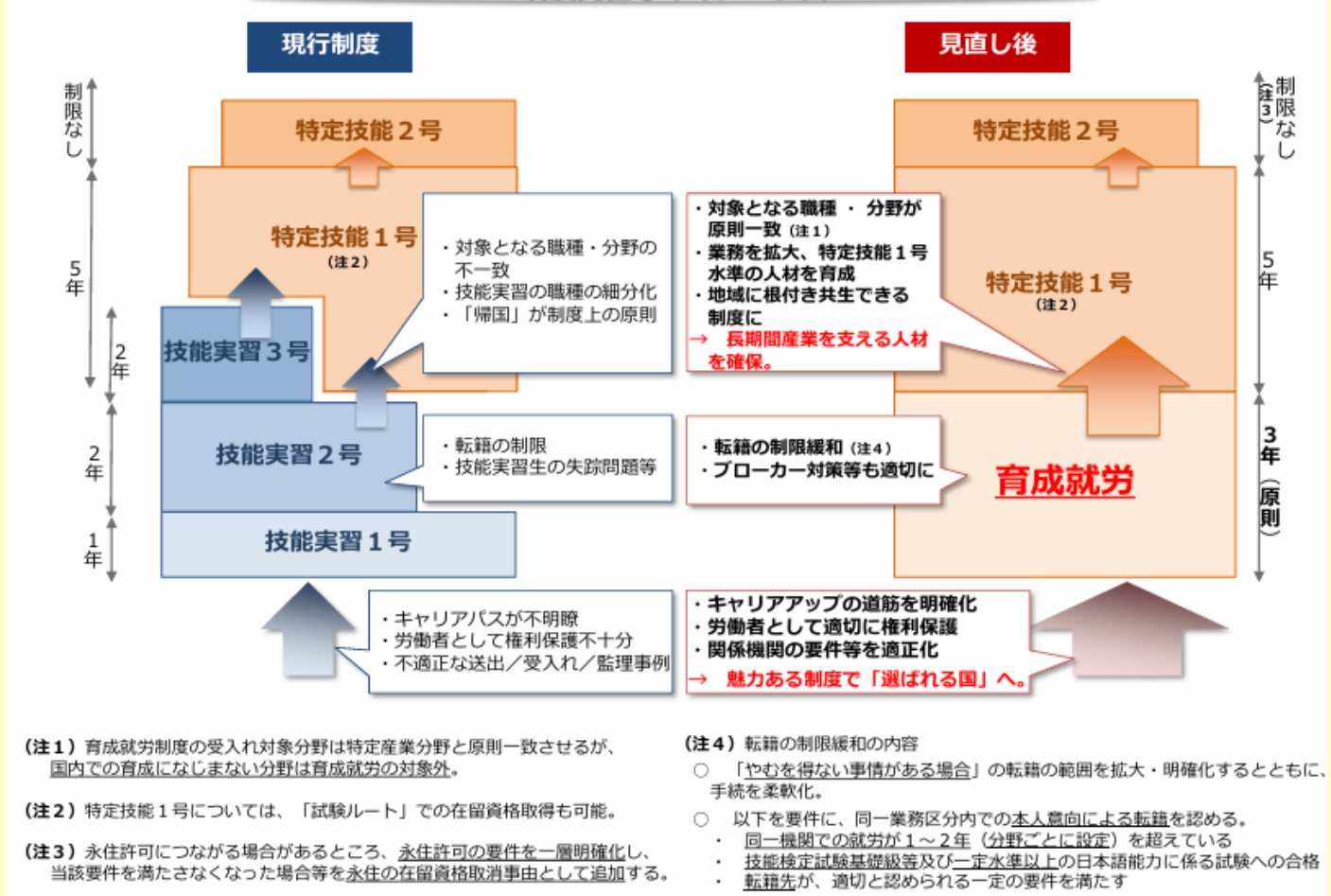
我が国の外国人労働者のうち、「特定技能外国人」や「技能実習生」が重要な担い手となっている実態があります。「特定技能」は国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度であり、「技能実習」は技能移転および国際協力が目的で、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度です。技能実習生は、一定の条件を満たすと、特定技能に移行することができます。



## 【「育成就労」制度の創設】

現行の「技能実習」制度は、制度目的と実態のかい離や外国人の権利保護などの課題が指摘されていることから、技能実習制度に代わる外国人材の育成と確保を目的とした「育成就労」制度を創設する改正出入国管理・難民認定法などが、2024年3月に可決、成立しました。新制度は現行の技能実習制度に代わって2027年までに始まる見通しで、政府は有識者会議を設けて詳細な制度設計を急ぐ方針です。

制度見直しのイメージ図



厚生労働省/「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」資料より

現行の技能実習(2号)の職種・作業は、全体のうち30%(27職種47作業)が特定技能の特定産業分野と一致していないため「育成就労」制度では特定技能制度の特定産業分野と原則一致させると公表されています。

## ●技能実習制度

### 【目的と実態の乖離】

#### （制度目的）

人材育成を通じた技能 移転による国際貢献

#### （運用実態）

経済社会の担い手、国内の企業等の貴重な労働力

### 【長期人材の確保が困難】

- ・対象となる職種・分野の特定技能との不連続  
※技能実習2号移行対象職種（全90職種165作業）のうち、29職種・51作業は、対応する特定産業分野なし
- ・技能実習制度の職種が細分化されているため、従事できる業務に限られる
- ・制度目的から、実習修了後は帰国するのが制度上の原則（現に、技能実習生として入国した者のうち、多くは帰国してしまっている）

### 【キャリアの道筋が不明瞭】

- ・実習終了後は帰国が制度上の原則であるため、特定技能1号への移行等によって長期間にわたって日本で働き、キャリアアップしていくイメージが描きにくい

### 【労働者としての権利保護が不十分】

- ・技能実習生は実習中の立場として、転籍は原則不可。「やむを得ない事情」による転籍の範囲も不明瞭

### 【不適切な送り出し、受入れ、監理事例の存在】

- ・不適正な受入れ機関や監理団体による人権侵害事案の発生等
- ・送出機関による高額な手数料徴収等、送出しの適正に係る問題

### 【失踪問題、ブローカーの介入の問題】

- ・我が国の国民にとっても不安、改善の必要  
（技能実習生の失踪者数 9,006人/2022年）

## ●育成就労制度(案)

### 【育成就労制度を創設】

- ・技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とする

### 【長期人材の確保】

- ・原則3年間の就労を通じ、特定技能1号水準の人材を育成
- ・受入れ対象分野は、特定産業分野と原則一致
- ・従事できる業務の範囲を特定技能の「業務区分」や関連する業務に拡大
- ・受入れ対象分野、受入れ見込数等を適切に設定
- ・外国人が地域に根付き、共生できる制度に（日本語能力の向上方策を講じる等）

### 【キャリアの道筋を明確化】

- ・分野や業務の連続性の強化により、特定技能への移行を見据えたキャリアアップの道筋を描くのが容易に
- ・前職等に縛られないキャリア形成を可能に

### 【労働者としての権利の向上】

- ・「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続きを柔軟化
- ・3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、一定の要件満たすと、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める

### 【関係機関の要件等を適正化】

- ・受入れ機関や監理団体（監理支援機関）の要件を適正化
- ・原則として二国間取決め（MOC）作成国からのみ受入れを行い、悪質な送出機関を排除
- ・送出手数料の透明化等により負担を軽減

### 【ブローカー対策】

- ・転籍仲介状況の把握や、不法就労助長罪の法定刑の引上げによりブローカーを排除
- ・当分の間、民間職業紹介事業者の関与は認めない

近年、我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化しています。台湾・韓国が移動先上位に上昇し、日本は相対順位が低下傾向にあります。今後、我が国の外国人材の確保が困難になるおそれがあり、そうした場合、我が国経済、特に地方経済・地方産業は深刻なリスクに直面するでしょう。それを回避するためにも、外国人材受け入れを考えている企業はしっかりと準備をし、体制を整えておくことが必要です。

### 準備しておくべき事

- ・外国人材活用をどのように行っていくのか方針を検討し明確化しておきましょう
- ・外国人材は日本人とは採用方法が違いますので制度をしっかりと理解しておきましょう
- ・定着率や働きやすさを向上させるために社内の体制をしっかりと構築しておきましょう

詳細は厚生労働省や出入国在留管理庁のホームページにてご確認ください



## ～ 第27回 KSCセミナー 接遇セミナーのご報告 ～



(株)HALビジネス  
代表取締役  
**春田 尚子 先生**



令和7年4月3日(木)、第27回KSCセミナー「接遇セミナー」を開催いたしました。ZOOMによるライブ配信と、数年ぶりに皆様に会場へお越しいただいたの開催となりました。

挨拶などマナーの一般的なところから電話対応や言葉の遣い方について、詳しく楽しくご説明いただきました。

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。今後もセミナーの開催を予定しております。また機会がございましたら是非ご参加ください♪

### セミナー内容

#### 【 マナーの一般常識 】

マナー、礼儀の捉え方、第一印象の大切さ、挨拶、来客対応  
席次、名刺交換、お茶食事のマナー

#### 【 コミュニケーションの基本と実践 】

良好な人間関係を築くために、尊敬語、謙譲語、丁寧語、接遇用語  
ビジネスメール、電話対応、クレーム対応、双方向コミュニケーション、言葉遣い

#### 【 身だしなみチェック 】

- 〈髪〉  男性：前髪が目にかからない、耳が隠れない、シャツの襟が隠れない
- 女性：長い髪はまとめる、お辞儀で顔にかからない
- 〈顔〉  目やに、目の充血
- 歯（きれいに磨いているか）
- 化粧は派手でないか



## 職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。  
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

### テーマ：「焼酎めぐり」

私は毎晩、焼酎を嗜んでおります。

最近では多くの種類を味わうことに興味があり、新たな出会いを模索している日々です。

県内各地に行った機会に、その際に立ち寄った酒屋においてもよく感じるのですが、その地域の道の駅や量販店、コンビニであっても各地域で異なる焼酎の銘柄が置いてあり、主にその地域にある蔵元の焼酎が多く並んでいる印象です。

馴染みの銘柄から新商品、季節ごとや各地域の限定品もあり、行く先々で初めて目にする銘柄も多くあります。いままであまり意識をしていな

今月の担当：経営支援部 大野 賢史

かった各酒蔵のこだわりやそれぞれの違いを知る機会にもなり、県内各地に実際に足を運んで出会った銘柄を自分なりに意識しながら毎晩の晩酌でいただくことが楽しみとなっております。

焼酎やそれ以外の物においても、現在はインターネットですぐに手に入れることができる時代ではありますが、各地へ足を運ぶことによつての新たな出会いや、気づきを得ることができたこの機会を大切に、今後も意識を続けていこうと思います。





桜がほろほると花びらをこぼし、楠若葉がみずみずしく輝き、事務所の庭でもチューリップがかわいらしい列を作りました。爛漫の春です。

しかし、すでにナポリ通りではつつじが燃え立つように赤い花を広げて暑い夏を先取りする風情です。今は少しも立ち止まってくれません。

同じように、多くの法人が三月末で事業年度が終了し、明けて四月からは新たな年度が始まるので、旧年度を決算で振り返りつつ、新年度の方針と計画を立てるといふ、この時期特有の忙(せわ)しさの真っ最中です。

<忙しい>は、心を亡くす、<慌ただしい>は、心が荒れる、という文字が示す通りで、焦りや不安が生まれて気持ちの落ち着かない時期でもあります。

そんなとき、やなせたかしさんの「うどんこが大切。運(うん) 鈍(どん) 根(こん)」という言葉が思い浮かびます。

アンパンマンの生みの親のやなせたかしさん、四月から始まったNHK朝の連続テレビ小説「あっぱん」のモデルとなり再度注目を浴びています。

アンパンマンは、今でこそだれでも知っている国民的アニメのひとつですが、TVアニメの放送が始まったのは、やなせさんが69歳の時です。アンパンマンは幼い子供たちのもの、というイメージがありますが、その超遅咲きの姿は中高年の大人にとってもヒーローといえるかもしれません。

やなせさん本人ですら思いがけない遅咲きの大ブレイクでしたが、その成功の鍵としてあげているのが「運が良くなくてはいけない」「少し鈍感であることが大切」「根気よく続けること」の3つなのです。

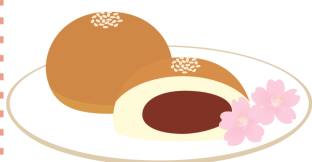
この3つはそれぞれ独立しているわけではありません。「運は自分でつかむものであり、運をつかむためには、色々なことを経験しつつ自分のやりたいことを根気よく継続してやめないことが重要である。そして、ひとつのことを黙々とやり続けるためには、あまり神経質になりすぎず、少し鈍いくらい大らかな気持ちが必要である」というように関連しあっています。

「すぐに結果が出ること」「いかに最短で目的を達成するか」という視点が重視される現代の風潮だからこそ、それとは異なるやなせさん流の在り方を心にとめておきたいものです。

そして、もうひとつ参考にしたいのは「笑って楽しむ気持ち」を大切に「今日も笑顔でいこう!」と心に号令をかけ、鏡に向かって笑いかけることを習慣にしていたというエピソードです。

忙しいとつい陰しい表情になってしまいます。特にこれからの繁忙期は「笑顔は、人と人をつなぐパイプ役」と心がけ、しかめっ面のところには福も来ないと肝に銘じようと思えます。

花が咲くことを古語で「笑う」といいます。戸外にたくさんの「笑い」にあふれる春、人と人の間にも沢山の笑顔が咲くことを願う4月の初めです。



つま先でそろり落花を踏まぬよう

美恵野

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

弊社の支店、名山町鹿児島ビル事務所の周りには、「名山堀」と呼ばれる人気のスポットがあります。このエリアは昭和初期のレトロな雰囲気を感じることができ、住宅や店舗が立ち並び、まるでタイムスリップしたかのような感覚を味わうことができます。散策するだけでも楽しいのですが、最近ではリノベーションされた新しい飲食店やカフェも続々とオープンしていますので、ぜひ鹿児島市役所や天文館へ来られる際は、「名山堀」まで足を運んでみて下さい。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

